

当院で満たす施設基準及び加算に関しまして

<医療情報取得加算>

当院はオンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用を推奨しております。

患者様の受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めております。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記の通り診療報酬点数を算定いたします。

初診時 1点

再診時 1点（3ヶ月に1回に限り算定）

<医療 DX 推進体制整備加算>

当院は医療 DX を推奨し、以下の取り組みを行なっております。

- ・オンライン請求を行なっております。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧または活用できる体制を有しています。
- ・電子処方箋を発行する体制を導入予定です。（導入時期未定）
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については当該サービスの対応待ちです。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っております。
- ・医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、それを活用して

診療を行うことについて、院内及びウェブサイトに掲示しています。

医療 DX の推進に伴い、2024年6月1日の診療報酬改定にて

医療 DX 推進体制整備加算を月に1回（初診時のみ）算定いたします。

<一般名処方加算>

現在、一部の医薬品について十分な供給が困難な状況が続いています。

つきましては医薬品に関しまして特定の「商品名」を指定するのではなく、薬剤の有効成分の名称を基にした一般名処方（加算）を行う場合があります。

一般名処方は有効成分、効能が同じであれば患者様が自由にお薬を選んでいただけます。

そのため保険薬局にて患者様ご自身の希望を確認される場合があります。

一般名処方のメリットは安定供給だけではなく、患者様が後発医薬品（ジェネリック）を選択することができ経済的負担が軽くなります。

当院では患者様への医薬品が安定して供給されるように取り組んで参ります。

ご不明な点等ございましたら医師にお尋ねください。

令和6年6月1日より診療報酬改定にて点数が変更になります。

一般名処方加算1

7点 → 10点 （後発医薬品のあるすべての薬品が一般名処方されている場合）

一般名処方加算2

5点 → 8点 （1品目でも一般名処方されていたものが含まれている場合）

<明細書発行体制等加算>

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬算定項目がわかる明細書を公費負担医療をご利用で自己負担のない患者様にも発行しております。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨お申し出下さい。

<夜間・早朝等加算>

当院の診療時間は、平日9：30～13：00 14：30～18：00、土曜9：30～13：00と定めています。

土曜12：00～13：00は夜間早朝加算（50点）を算定しております。

<運動器リハビリテーション料>

令和2年12月より、運動器リハビリテーション料（Ⅱ）（1単位170点）を算定しております。

それに伴い、リハビリテーション総合評価料1（月1回 300点）を算定しております。

<二次性骨折予防継続管理料>

令和4年10月より二次性骨折予防継続管理料3（月1回 500点）を算定しております。